

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>3. 本人確認書類の提出 (個人のお客様の場合)</p>	<p>I 口座開設及び住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証はお受け致しかねます 2. 運転免許証 3. <u>日本国が発行する旅券 (パスポート)</u> ※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。 ※2006年3月19日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え 外務大臣印ページも必要となります 4. <u>住民基本台帳カード</u> ※住所、氏名、生年月日の記載があるもの 5. <u>外国人登録証明書</u> 6. <u>住民票の写し</u> 7. <u>住民票記載事項証明書</u> 8. <u>印鑑登録証明書</u> 9. <u>外国人登録原票記載事項証明書</u> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1～5 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意下さい。 (裏面に記載がある場合は、表裏両面必ずお送り下さい。) ●5 は記載の有無にかかわらず表裏両面お送り下さい。 ●6～9 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの (コピー可) をご用意下さい。 ●本籍が記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 (本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。) ●住所変更時には、各種健康保険証の住所手書きの場合、住民基本台帳カードの住所手書きの場合、日本国が発行する旅券の場合は、補完資料として公共料金領収証が必要となります。 ●その他、弊社が定める住所確認書類を提出して頂く場合がございます。 	<p>I 口座開設及び住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※住所等手書きの記載によるものはお受け致しかねます。 ※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受け致しかねます 2. 運転免許証 3. <u>外国人登録証明書</u> 4. <u>住民基本台帳カード</u> ※住所、氏名、生年月日の記載があるもの 5. <u>住民票の写し</u> 6. <u>住民票記載事項証明書</u> 7. <u>印鑑登録証明書</u> 8. <u>外国人登録原票記載事項証明書</u> <p>1～4 は有効期限内又は現在有効なものの写し (裏表両面) をご用意下さい。 5～8 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの (コピー可) をご用意下さい。 本籍が記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 (本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。) その他、弊社が定める住所確認書類を提出して頂く場合がございます</p>
<p>22. 証拠金等の出金</p>	<p>【外貨】 当日 24 時まで受け付けた出金については、翌々営業日までに現金します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となります。 また、弊社では、お客様が出金依頼を行なった翌営業日に、順次送金手続きを行います。但し、弊社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、出金</p>	<p>【外貨】 当日 24 時まで受け付けた出金については、翌々営業日までに現金します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となります。 外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。</p>

	<p><u>依頼を取り消しする事はできません。</u></p> <p>外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。</p>	
31. 現受け・現渡し注文について	<p>現受け・現渡し注文においては売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額にスワップポイントを加減した金額を外貨 ex 口座において授受することをいいます。</p> <p><u>現受け・現渡し注文を行う場合は、対象となる通貨を事前に預託する必要があります。</u></p> <p>現受け注文の場合、前もって外貨の買いポジション（買建玉）を保有しており、当該外貨相当額の円貨が預託されている必要があります。</p> <p>現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション（売建玉）を保有しており、当該外貨額が預託されている必要があります。</p> <p>※ 携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。</p> <p>※ 南アフリカランドについては現受け・現渡し注文を受け付けておりませんので、ご了承下さい。</p>	<p>現受け・現渡し注文においては売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額にスワップポイントを加減した金額を外貨 ex 口座において授受することをいいます。</p> <p><u>現受け・現渡し注文を行う場合は、対象となる通貨、及び決済に必要な金額が証拠金として事前に預託されている必要があります。</u></p> <p>現受け注文の場合、前もって外貨の買いポジション（買建玉）を保有しており、当該外貨相当額の円貨とその他決済に必要な金額が預託されている必要があります。</p> <p>現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション（売建玉）を保有しており、当該外貨額が預託されていて、その他決済に必要な金額（円貨）が預託されている必要があります。</p> <p>※ 携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。</p> <p>※ 南アフリカランドについては現受け・現渡し注文を受け付けておりませんので、ご了承下さい。</p>
36. 取引終了の事由	<p><u>約款第 20 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。</u></p> <p><u>主な解約事由は以下の通りです。</u></p> <p>a. <u>お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座またはくりっく 365 の口座の解約の申し入れをした時。</u></p> <p>b. <u>お客様が約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</u></p> <p>c. <u>一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</u></p> <p>d. <u>お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に取引所為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</u></p> <p>e. <u>前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</u></p>	記載無し
42. 資産の保全について	<p>弊社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行及びみずほ信託銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行及びみずほ信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還致します。</p> <p>(2) 受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</p> <p>但し、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがありま</p>	<p>弊社では「信託保全」というしくみを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還致します。</p> <p>(2) 受益者代理人を通して、<u>ご本人様確認の上</u>、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</p> <p>但し、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがありま</p>

<p>す。</p> <p>また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行及びみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行及びみずほ信託銀行は外貨 ex の運営、及び受益者代理人の運営及び管理責任を一切負いません。</p>	<p>す。</p> <p>また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。このとき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、<u>返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので</u>、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行は外貨 ex の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。</p>
---	---